

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和8年1月19日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区空家等実態調査業務委託

#### (2) 目的

区は、平成30年「世田谷区空家等対策計画」、令和6年「世田谷区空家等対策計画（第2次）」に基づき、区内空き家の解消について一定の成果を上げてきた。今後、高齢者人口の増加に伴い、更なる空家の発生が予見されるため、これから空家等対策を進めるにあたり、区内の現状を把握することを目的とする。

また、初めて電力情報<sup>1</sup>を利用した調査とすることで、電力情報による推定空家数や住宅土地統計調査による一戸建て空家数が信頼できる数値であるかについて、現地確認のうえ検証する。

実施にあたっては、社会課題への関心の高まりを受け、調査員に学生を起用することで、社会課題に対する学生への学びの場を提供することとする。

#### (3) 業務内容

##### 《令和8年度委託概要》

###### ①学生募集

調査に参加する大学生の募集、業務内容についての説明会を実施する。

###### ②空家等の調査

ア 事前準備

イ 現地調査、写真撮影

ウ 調査結果の整理

エ 学生への支援

---

<sup>1</sup> 東京電力パワーグリッド株式会社より提供のあった電力の使用量を根拠とする推定空き家リスト。

(4) 調査対象の空家等

5,000棟程度

(5) 履行期間（予定）

契約の日（令和8年4月頃）から令和8年12月25日（金）

## 2 提案限度額

14,921,500円（消費税込）

## 3 プロポーザルに参加できる者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及び地方消費税」に滞納が無いことを確認するため、以下の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）

③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可。）

④財務諸表（過去3年間）

(3) 世田谷区から入札禁止または指名停止の措置を受けている期間でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 法人として同種・類似業務の実績があること。

※同種業務：官公庁における、空家等実態調査業務

※類似業務：官公庁における、都市整備に係る実態調査業務

(6) 世田谷区空家等実態調査業務委託事業者選定委員会設置要綱で定める世田谷区空家等実態調査業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

## 4 提案書の提出者を選定する基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認を行う。参加資格が確認できた者には、招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には、確認できなかった旨を通知する。

## 5 提案書を特定するための評価基準

### (1) 審査項目

- ①法人実績
- ②業務実施体制
- ③業務工程表
- ④業務内容
- ⑤特定テーマに対する提案
- ⑥資料作成能力

## 6 説明書の交付

### (1) 交付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）午後5時まで

### (2) 交付場所、方法

①世田谷区防災街づくり担当部建築安全課にて窓口配布（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

②世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ（右上）「検索メニュー」→「区政情報」→「契約・入札情報」→「発注情報」→「現在実施中のプロポーザル情報」→「住まい・街づくり・環境」  
または世田谷区トップページ（右上）「検索メニュー」→「ページIDから探す」のページIDに『30393』と入力して検索。

## 7 参加表明書の提出

### (1) 提出期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 提出書類

- ①参加表明書
- ②法人概要
- ③法人実績
- ④③に記載されている実績が確認できる資料

### (3) 提出先、提出方法

世田谷区防災街づくり担当部建築安全課に郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）又は持参（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

世田谷区防災街づくり担当部 建築安全課

空家・老朽建築物対策担当

## 8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金　免除
- (3) 契約書作成の要否　要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定　無
- (5) 関連情報を入手するための紹介窓口は、上記7（3）と同じ。
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 詳細は説明書による。